

第 18 回総会 平成 30 年 11 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、11 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

今月は農地改良届出が 1 件提出されておりますので報告いたします。申し訳ありませんが面積の内数をご記入ください。〇〇番の面積 2,004 m<sup>2</sup>のうち 1,000 m<sup>2</sup>、計の 2,998 m<sup>2</sup>のうち 1,994 m<sup>2</sup>となります。番号 1 です。土地の所在：大字童子丸字〇〇番他 1 筆、場所は〇〇から〇〇の中間地点〇〇沿いの西側の農地です。地目：台帳・現況とも田、面積：1,994 m<sup>2</sup>、届出人：大字三宅〇〇番地 2、〇〇、理由は台風 24 号でハウスが倒壊したため撤去して、段差がある箇所には土を搬入し、〇〇番の一部と〇〇番 1 を 1 枚にして良好な農地として作物が栽培できる状態にしたいということでもあります。現地確認をされています、地元委員の〇〇代理に報告をお願いします。

15 番 先ほどの報告と重複しますが、申請者は〇〇さんで、申請地は大字童子丸字〇〇番他 1 筆です。申請地は今回の台風 24 号でハウスが倒壊したため撤去して、段差がある箇所には土を搬入し良好な農地として管理したいということです。現在、ハウスは撤去されていますので、申請どおり活用することで問題ないと確認しました。

局 長 ご報告ありがとうございました。

今月は、相続 3 件、使用貸借合意解約 9 件、賃貸借合意解約 12 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から平成 30 年度第 18 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

議 長 本日の出席状況を報告します。本日は、全員出席であります。本日の議案件数であります、7 件を提案しております。

議 長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。7番〇〇委員、24番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第106号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第106号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：その他1件、田125㎡、計も同じです。合計1件、田125㎡、合計125㎡です。

1項を説明します。申請者：小野崎1丁目の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番、登記・田、現況・雑種地、面積125㎡、申請内容・目的：その他、施設内容：ゆず加工場の敷地の一部、全体面積は4,000㎡で顛末書が添付されています。

議 長 1項について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 今回は17番〇〇委員と私（2番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る11月20日午前8時30分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より兒玉主幹と橋口局長同行のもと、農地法第4条1件、農地法第5条4件、非農地1件の現地調査を行いました。非農地調査は、9月末の台風災害により現地までの道路が通行困難なため確認については、32番〇〇委員にお願いしました。順次報告しますので皆様のご審議をよろしくをお願いします。

17 番 1項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落であります。県道札の元・佐土原線の宮ノ下交差点から北西へ約800m進んだ〇〇のゆず加工施設敷地内の農地です。転用の理由であります、申請人の〇〇さんは、申請地は登記名義人の相続人が不明だったため登記手続き及び転用許可手続きが出来ないまま、農地法の許可を得ておりませんが、平成9年に林地開発許可等を取得して造成工事を行い、ゆず加工施設敷地として転用したということであります。申請地については、登記名義人の相続人の一人と売買契約を締結し、20年以上自主占有してきたことから、この度、裁判手続きを経て時効取得により名義変更手続きが完了したため申請に至ったとい

うことであります。ただし、農地法違反であることは明らかなことから、経緯を記載した顛末書を添付して是正し今後は農地法を遵守するということであります。現地の状況は、東側は宅地、西側、南側、北側は雑種地であります。既に転用はされており、汚水排水対策は合併浄化槽で処理しております。雨水対策は東側の側溝に放流されています。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1 番 時効取得に至った経緯について再度説明をお願いします。

事務局 当初〇〇で製材所建設に着手した際に、登記簿に住所もなく登記名義人は既に亡くなっていたため、所有権移転の手続きを進めていましたが、相続人も多いことから裁判の申し立てを行ったということであります。今回20年の時効取得が認められ裁判手続きが完了したことから申請であります。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第107号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。  
事務局の説明を求めます。

局長 議案第107号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：  
山林用地1件、畑335㎡、計も同じです。資材置場用地1件、畑1,918㎡、計も同じです。  
宅地分譲用地1件、田1,385㎡、計も同じです。その他1件、田753㎡、計も同じです。  
合計4件、田2,138㎡、畑2,253㎡、計4,391㎡です。

先ず1項を説明します。譲受人：妻の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番1、登記・現況とも田、面積1,385㎡、申請内容・目的：宅地分譲用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：宅地5区画及び場内道路です。

次に2項を説明します。譲受人：妻の〇〇、譲渡人：宮崎市内海の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番1、登記・現況とも畑、面積335㎡、申請内容・目的：山林用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：櫟45本です。

次に3項を説明します。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況とも田、面積753㎡、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：一般住宅1棟106.82㎡、倉庫1棟59.62㎡です。

次に4項を説明します。譲受人：国富町本庄の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇他1名、申請地：大字鹿野田字〇〇番他3筆、登記・畑、現況・雑種地、面積1,918㎡、申請内容・目的：資材置場用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：林業用資材等置場用地で顛末書が添付されています。

議長 1項について特別調査員の報告をお願いします。

2番 1項について報告します。申請地は妻地区の〇〇集落であります。〇〇公民館から西へ約200m進み更に200m南に進んだ〇〇の北側になる農地です。今回の申請理由であります、譲受人の〇〇は宅地建物取引業を営んでおり、住宅供給の一助とな

るように用途地域の申請地を選定したということで、譲渡人である右松の〇〇さんから売買により所有権を移転するため申請したものであります。現地の状況は、東側は市道を挟んで宅地、西側は農地、南側は農地、北側は宅地であります。雨水は市道側溝に放流し、生活排水は公共下水道に接続します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周囲にブロックを設置することで流出防止対策をとるとのことです。周辺関係者の同意は得られています。なお、本申請地は、「都市計画法に規定する用途地域が定められた地区にある農地」であることから第3種農地と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

17 番 2項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で国道219号線沿いの〇〇から南へ約500m進んだ〇〇の南側の農地です。転用の理由ではありますが、譲受人は妻地区の〇〇さんで東米良で木材業を経営されており、しいたけ生産をされています。今回は譲渡人が高齢により管理できなくなった農地に櫟45本を植栽したいということで譲渡人である宮崎市内海の〇〇さんから贈与により所有権を移転するため申請

したものであります。現地の状況は、東側は雑種地、西側は宅地、南側は市道、北側は農地です。雨水対策としては、自然浸透処理で敷地内で処理し申請地外への流出は防止するということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念することはありません。周辺関係者の同意は得られています。なお本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地と判断されます。調査員一同許可相当と認めました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

1 番 集落内の農地のようではありますが、樅が成長すると隣接している農地に陰をうち、住宅には落ち葉が影響すると思われまふ。他の目的での転用は考えられなかつたのでしょうか。

17 番 申請人は東米良で林業を経営されており、しいたけ生産をされていますのでそのほだ木を確保するためであります。隣接している農地や宅地等に落ち葉が影響をしないように指導をしましたところ、間を空けるため当初予定していた本数から少なくして植栽するとのことでした。また、10年を目途に伐採したいとのことでした。

6 番 既に植栽がされているとの報告でありましたが、これから植栽されるのですか。どちらですか。

17 番 これからの植栽であります。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 3項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落であります。〇〇の南側の農地です。転用の理由であります。譲受人の〇〇さんは、譲渡人の〇〇さんの娘で現在は同居し夫と建設業を営んでいます。この度、一般住宅並びに倉庫、駐車場を建設するため父から贈与により所有権を移転するため申請したものであります。現地の状況は、東側は農地、西側は農地、南側は宅地と農地、北側は市道を挟んで宅地であります。汚水排水対策は公共下水道に接続し、雨水対策は市道側溝に放流することです。転用に伴う周辺への土砂流出等については、被害を及ぼさないようにブロックを設置することです。転用する土地の関係者への同意は得られています。なお本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 4項について特別調査員の報告をお願いします。

17番 4項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で県道札の元・佐土原線の〇〇集落入り口から南へ約500m進んだ右上の農地です。転用の理由ではありますが、申請地は、譲渡人の一人である〇〇さんが平成9年に現況山林として競売で取得し、10年後に周囲の要望により伐採したということです。平成26年に農地法5条条件で〇〇さんが仮登記しましたが、地目が畑のままですべて所有権移転ができませんでした。譲受人の〇〇さんは林業を経営しており、最近では西都の市場が多いことから本市に資材置場を設けることが合理的と判断して林業用の重機、トラック置場とするため売買により所有権を移転するため申請したものであります。現地の状況は、東側は山林、西側は農地、南側は山林、北側は原野です。雨水対策としては、基本的に自然浸透で敷地内には素掘り逆勾配による排水路を設置して申請地外への流出は防止するというものであります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念することはありません。本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地と判断されます。調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

3番 鹿野田土地改良区の役員をしていることから質問します。現況は雑種地ということではありますが、既に造成がされているのではありませんか。

17番 山林部分は土が採取されており、一部平坦となっており造成状態となっています。



3 番 造成されており一部が今回の台風災害で土手が崩壊しており、災害復旧工事が行われる予定となっています。

事務局 再度顛末書をご覧いただきたいと思います。譲渡人の一人である〇〇さんが取得した平成9年の登記地目は畑でありました。現況山林として競売で取得した際に、地目変更登記をすれば地目は山林に変わったところですが、10年後に伐採したということで地目は畑のままになっています。造成されている所は隣接している山林とされますので、その箇所は平らになっています。今回、〇〇の同意書も添付されています。西側の農地には排水しないということで、敷地内に素掘りで逆勾配による排水路を設置するということがありますので、西側の農地へは影響はないと判断しております。

6 番 林業用資材は材木のことですか。

17 番 林業用資材は、重機や運搬用トラックであります。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第108号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第108号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：  
売買5件、田8,791㎡、畑474㎡、計9,265㎡です。合計5件、田8,791㎡、畑474㎡、計9,265㎡です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a 要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a 当たりの単価、特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

議長 次に1項の説明をお願いします。

局長 1項について説明いたします。譲受人：荒武の〇〇、譲渡人：大分県大分市〇〇の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番2、登記・現況とも田、面積 667 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転・売買です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27番 1項について報告します。今回の申請は、大分県大分市の〇〇氏から、譲受人であります都於郡の荒武の専業農家の〇〇氏への農業経営の安定のため規模拡大したいという要望による売買になります。譲受人は〇〇地区で水稻、たばこ、大根、里芋、みかんを中心に約 22,764 m<sup>2</sup>作付けされており、申請地には水稻を作付けされることとあります。農機具につきましては、トラクター、田植機、軽トラ、普通トラック等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 反当〇〇円です。

議長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2項の説明をお願いします。

局 長 2項について説明いたします。譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番3、登記・現況とも畑、面積474㎡、権利の内容：所有権移転・売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 2項について報告します。今回の申請は、下三財の〇〇氏から、譲受人であります下三財の〇〇の専業農家の〇〇氏への農業経営の安定のため規模拡大したいという要望による売買になります。譲受人は〇〇地区で水稻、ゴーヤ、稲育苗、野菜を中心に約38,901㎡作付けされており、申請地には野菜を作付けされるとのことでもあります。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラ、普通トラック等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 反当〇〇円です。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3項の説明をお願いします。

局 長 3項について説明いたします。譲受人：山田の〇〇、譲渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番1他3筆、登記・現況とも田、面積2,880㎡、権利の内容：所有権移転・売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 3項について報告します。今回の申請は、山田の〇〇氏から、譲受人であります山田の専業農家の〇〇氏への農業経営の安定のため規模拡大したいという要望による売買になります。譲受人は〇〇地区で水稻、野菜を約16,628㎡作付けされており、申請地には野菜を作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラ、耕耘機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 反当〇〇円です。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4項、5項は関連がありますので合わせて説明をお願いします。

局 長 先ず4項について説明いたします。譲受人：妻の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、  
申請地：大字下三財字〇〇番他7筆、登記・現況とも田、面積4,934㎡、権利の内  
容：所有権移転・売買です。

次に5項について説明いたします。譲受人：妻の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、  
申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況とも田、面積310㎡、権利の内容：所有  
権移転・売買です。

議 長 ここで事務局から確認事項を兼ねて説明をお願いします。

事務局 4項、5項について報告します。今回の申請は、下三財の〇〇氏他1名から、譲受  
人であり〇〇地区の〇〇氏への新規就農者として農業経営に取り組みたいとい  
う要望による売買になります。譲受人は〇〇地区で土木建設業を営んでいますが、  
今後の会社経営は妻に任せて新たに野菜作付けなど農業を行いたいということであ  
ります。申請地にはスイートコーン、野菜を作付けされるとのことでもあります。農  
機具につきましては、軽トラ、管理機は揃っておりますが、トラクターは自己資金  
で購入するということでもあります。周辺作物への影響もなく、4項、5項合わせた面  
積は、5,244㎡で農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから  
許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。なお、反当は〇  
〇円であります。

議 長 4項、5項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

4 番 譲受人の年齢は何歳ですか。

事務局 66歳であります。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 109 号空き家に附属した農地指定の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 109 号空き家に附属した農地指定の承認について

1 項について説明いたします。申請者：西都市大字穂北〇〇番地 3 〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも畑、面積 604 m<sup>2</sup>です。

議 長 ここで担当委員の説明をお願いします。

21 番 1 項を報告します。申請地は三納地区の〇〇集落で県道都農・綾線の雁亀橋から北西へ約 200m 進んだ集落内の空き家に附属した農地であります。今回の申請理由であります、申請人は穂北の〇〇さんです。空き家になったため売りに出しましたが、農地が附属しているため今回の申請に至ったということであります。申請の農地は、入り口がなく住居人が耕作するしかない農地でありますので、放置すると耕作放棄地になるため致し方ないと判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の補足説明をお願いします。

事務局 平成 30 年 10 月 25 日に空き家バンクに登録されていることを確認しております。納屋は建築 100 年程度経過していますので、購入者がいるか心配しているところで

す。

議長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認決定いたします。

議長 議案第110号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第110号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)、件数及び面積：田15,415㎡、畑5,827㎡、合計4件、面積21,242㎡です。次に項目毎に説明します。

1項 譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：児湯郡新富町の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番1他2筆、登記・現況とも田、面積6,747㎡です。

2項 譲受人：荒武の〇〇、譲渡人：国富町三名の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番1他1筆、登記・現況とも畑、面積4,412㎡です。

3項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番他2筆、登記・現況とも田、面積8,668㎡です。

4項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：平郡の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況とも畑、面積1,415㎡です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしており

ます。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、12月を予定しております。

議長 説明がありました1項～4項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第111号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第111号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(利用権設定)、件数及び面積:田112,486㎡、畑26,948㎡、合計45件、面積139,434㎡、契約期間別内訳:3年～6年未満、件数9件、田15,889㎡、畑3,980㎡、10年以上、件数36件、田96,597㎡、畑22,968㎡となります。

項目毎に説明します。

1項 譲受人:右松の〇〇、譲渡人:同一世帯の〇〇、申請地:大字右松字〇〇番3他10筆、登記・現況とも田、畑、面積8,186㎡、1月から10年の年金による使用貸借権の再設定です。

2項 譲受人:上三財の〇〇、譲渡人:上三財の〇〇、申請地:大字上三財字〇〇番、登記・現況とも田、面積2,825㎡、1月から5年の賃貸借の新規設定です。

3項 譲受人:下三財の〇〇、譲渡人:岩爪の〇〇、申請地:大字藤田字〇〇番、登記・現況とも田、面積1,021㎡、12月から10年の賃貸借の再設定です。



- 4 項 譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,021 m<sup>2</sup>、12 月から 10 年の賃貸借の再設定です。
- 5 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：高鍋町上江の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番、登記・現況とも田、面積 3,446 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の再設定です。
- 6 項 譲受人：右松の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番、登記・現況とも田、面積 962 m<sup>2</sup>、1 月から 5 年の賃貸借の再設定です。
- 7 項 譲受人：黒生野の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 1,788 m<sup>2</sup>、12 月から 10 年の賃貸借の新規設定です。
- 8 項 譲受人：藤田の〇〇、譲渡人：妻の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番、登記・現況とも田、面積 971 m<sup>2</sup>、1 月から 5 年の賃貸借の再設定です。
- 9 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況とも畑、面積 1,803 m<sup>2</sup>、1 月から 10 年の年金による賃貸借の再設定です。
- 10 項 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 1 他 6 筆、登記・現況とも田、面積 5,229 m<sup>2</sup>、1 月から 10 年の賃貸借の再設定です。
- 11 項 譲受人：右松の〇〇、譲渡人：宮崎市恒久南の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 2,177 m<sup>2</sup>、1 月から 5 年の使用貸借権の新規設定です。
- 12 項 譲受人：右松の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 2,348 m<sup>2</sup>、12 月から 3 年の使用貸借権の新規設定です。
- 13 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,018 m<sup>2</sup>、12 月から 4 年 11 ヶ月の賃貸借の新規設定です。

14 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：大阪市城東区の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 2,142 m<sup>2</sup>、12 月から 3 年の賃貸借の再設定です。

15 項 譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 73 他 4 筆、登記・現況とも畑、面積 3,980 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の再設定です。

16 項と 17 項は J A 転貸になりますので、譲渡人、譲受人の順に申し上げます。

16 項、17 項、譲渡人：鹿野田の〇〇、譲受人：同一世帯の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,780 m<sup>2</sup>、12 月から 10 年の賃貸借の再設定です。

18 項から 45 項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似しておりますので、代表で 18 項を読み上げ後は省略します。

18 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,409 m<sup>2</sup>、1 月から 10 年の農地中間管理事業による使用貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、12 月を予定しております。

議 長 説明がありました 1 項から 45 項までを一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 112 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 112 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について、番号 1 の説明をいたします。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字上揚字〇〇番口、地目・台帳・畑、現況・山林、面積 12,198 m<sup>2</sup>、所有者：小林市北西方〇〇番地 24、氏名：〇〇、事由 1 になります。

議 長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

32 番 1 項を報告いたします。申請地は東米良地区の〇〇集落で県道西都・南郷線の元の〇〇から 2 km 位北に進み、更に西へ行った山中にある農地です。今回の申請は、小林市の〇〇さんが所有している農地で、昭和 27 年 10 月 21 日の農地法施行前から山林となっており、地目を現場に合わせるためのものです。現場には、到底立ち入ることは困難で、先の台風による倒木でさらに険しくなっております。当時からの様子は、地域のことを知る方々に聞き取りして状況を把握したものです。これまでの経過から、事由 1 に該当すると判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後4時15分終了、その後九州農政局宮崎拠点の研修会

終了時間 午後5時15分

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_

24 番 \_\_\_\_\_